

独立行政法人国際協力機構青年海外 協力隊へ派遣する教育局等の職員の 取扱いに関する要綱

(昭和六十三年四月一日施行)

最終改正 令和三年三月三十一日

(趣旨)

第一条 この要綱は、県教育局及び県立教育機関（県立学校を除く。）に勤務する職員（以下「職員」という。）が、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号。以下「派遣条例」という。）第二条第一項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）から派遣され、青年海外協力隊（以下「協力隊」という。）に参加する場合、その承認の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(応募の申出)

第二条 職員は、協力隊の隊員募集に応募しようとするときは、募集の願書締切日（以下「願書締切日」という。）の一月前までに、青年海外協力隊応募申出書（様式第一号。以下「応募申出書」という。）を、所属長を経由して、教育長に提出しなければならない。

(所属長の意見)

第三条 所属長は、前条の応募申出書に、意見書（様式第二号）を添付しなければならない。

(応募の承認)

第四条 教育長は、応募申出書を受理したときは、速やかに承認又は不承認の決定を行い、応募申出承認（不承認）決定通知書（様式第三号）により、当該職員に通知するものとする。

(応募の不承認)

第五条 教育長は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その応募申出を承認しないものとする。

- 一 勤務成績が良好でないとき。
- 二 現に従事している職務と協力隊の隊員として従事しようとする業務に密接な関連が認められないとき。
- 三 協力隊に参加することにより、所属課所の業務に著しい支障が生ずると認められるとき。
- 四 前各号に定めるもののほか、教育長が協力隊への参加を不相当と認めるとき。

(承認者の数)

第六条 第四条の承認は、一年度につき一人を限度として行うことができるものとする。

(参加の届出)

第七条 協力隊の隊員の選考に合格し、協力隊への参加を希望する者は、合格通知書の写しを添付し、青年海外協力隊参加届出書（様式第四号）を、所属長を経由して、教育長に提出しなければならない。

(帰国の届出)

第八条 参加職員は、協力隊の任務が終了し、帰国したときは、速やかに帰国届出書（様式第五号）を、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

(人件費補てん等に係る事務)

第九条 参加職員に係る機構への人件費補てん額の請求及び受入れその他の事務は、当該職員の所属長が行うものとする。

(その他)

第十条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この要綱は、昭和六十三年四月一日から施行する。

この要綱は、平成十六年四月一日から施行する。

この要綱は、令和三年三月三十一日から施行する。